

## 第3章 具体的な取組

- このプランでは、7つの取組体系のもと、41の具体的な行動（アクション）を実施します。
- 7つの取組体系の中から、「介護サービス基盤の整備」、「認知症総合対策の推進」、「地域包括ケアの構築」及び「介護・福祉人材の安定的な確保」の4項目を特に選択し、重点的に取り組むこととしています。また、「介護保険制度の円滑な運営」、「在宅生活支援の充実」及び「高齢者の安全・安心の確保」の3項目について、体系的に実施します。

図3-0-1 第5期 介護保険事業支援計画で取り組む施策の概要

<b>1 介護サービス基盤の整備</b>
特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向け、県は広域型特別養護老人ホーム、市町は地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に努めます。
<b>2 認知症総合対策の推進</b>
認知症サポーターの養成等による「認知症知識の普及」、サポート医養成研修等の「認知症対応力の向上」及び認知症疾患医療センターを中心とした「認知症ケア連携」を一体的に実施する「認知症総合対策」を実施します。
<b>3 地域包括ケアの構築</b>
高齢者の生活全般を支えるしくみである地域包括ケアの取組が継続的に行われるよう、地域包括支援センター職員等のネットワーク形成力の向上を図るなど、地域包括支援センターの機能強化を支援します。
<b>4 介護・福祉人材の安定的な確保</b>
介護・福祉人材の安定的な確保に向けて、新たな人材の確保に取り組むとともに、現在働いている職員の定着を支援します。
<b>5 介護保険制度の円滑な運営</b>
高齢期を支える仕組みの中心である介護保険制度を適正に運営するため、保険者の財政運営支援、被保険者の権利擁護、サービスの質の向上などに取り組みます。
<b>6 在宅生活支援の充実</b>
誰もが健康でいきいきとした高齢期を送れるよう、健康づくりや介護予防などを推進し、高齢者の在宅生活を支援します。
<b>7 高齢者の安全・安心の確保</b>
高齢者の安全・安心を支えるため、医療保険の適切な運営、消費者保護、交通安全などに積極的に取り組みます。また、東日本大震災や紀伊半島大水害を教訓に、防災対策を推進します。